

# 今

年4月から、結婚・子育て資金の一括贈与・非課税制度が導入された。これにより直系尊属から直系卑属への贈与の際に使える贈与税非課税制度は、住宅取得等資金の非課税制度、教育資金の一括贈与・非課税制度と合わせて3種類となった。今回は3種類の贈与税非課税制度を比較しながら解説する。

## 3種類の贈与税非課税制度の概要

図表1に直系尊属から直系卑属への贈与に使える3種類の贈与税非課税制度の概要を示した。3種類の贈与税非課税制度には、住宅取得等資金、教育資金、結婚・子育て資金とそれぞれ目的が定められている。ここでの「教育資金」は本人の出生から30歳までの教育資金を意味する一方、「結婚・子育て資金」は子の小学校就学前までの子育て資金を意味する。

3種類の贈与税非課税制度は

それぞれの条件を満たしていれば、併用が可能である。

## 「必要なときの贈与」と「前もつての贈与」

そもそも、民法では配偶者、直系血族、兄弟姉妹などに相互扶養義務を課している。扶養義務者相互間において生活費または教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象とならない。

また、親などから子に結婚に際して家具などの新生活に必要な費用を贈与する場合も、通常は贈与税の課税対象とならない。

ただし、将来の生活費や教育費などに充てるための資金であっても、必要ときに贈与するのではなく、前もつて贈与しその資金が預貯金となっている場合や、株式や家屋の購入費用に充てられた場合などについては、原則として贈与税が課税される。一方で、非課税制度を利用す

れば、直系尊属から直系卑属に教育資金や結婚・子育て資金を前もつて贈与しても贈与税を非課税とできる(図表2)。

なお、住宅取得等資金については、必要なときに贈与する場合であっても、原則として贈与税の課税対象となる。その点、住宅取得等資金の非課税制度を利用すれば、直系尊属から直系卑属に贈与し翌年3月15日までにその住宅取得等資金に充てた場合に贈与税を非課税とすることができ。住宅取得等資金については非課税制度を利用して「前もつて」の贈与はできない点に注意が必要である。

## 住宅取得等資金の非課税制度

平成31年6月30日までに、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受け、一定の条件の下、住宅の新築、中古住宅の取得、増改築等(以下、住宅取得等)を行った場合、一定額まで贈与税

図表1 3種類の贈与税非課税制度の概要

	住宅取得等資金の非課税制度	教育資金の一括贈与・非課税制度	結婚・子育て資金の一括贈与・非課税制度
用途	住宅取得等資金	教育資金 (本人の出生～30歳まで)	結婚・子育て資金 (子の小学校就学前まで)
贈与者	受贈者の直系尊属		
受贈者	20歳以上の直系卑属 (所得制限あり)	30歳未満の直系卑属 (所得制限なし)	20歳以上50歳未満の直系卑属 (所得制限なし)
贈与できる期間	平成31年6月30日まで	平成31年3月31日まで	
非課税が適用される贈与の上限金額	時期・住宅の種類等により異なる (最大3,000万円)	1,500万円	1,000万円
贈与の方法	専用口座は特になし	贈与された資金を金融機関の専用口座で管理する	
資金用途の確認方法	贈与税の申告書等を期日内に税務署に提出する	領収書等を期日内に金融機関に提出する	
贈与された資金を使用できる期間	贈与された年の翌年の3月15日まで	受贈者が30歳に達するまで (残額は贈与税課税)	受贈者が50歳に達するまで (残額は贈与税課税)
贈与後に贈与者が死亡した場合	相続財産に持ち戻さない		残額につき相続財産に持ち戻す

(出所) 法令をもとに大和総研作成

図表2 「必要なときの贈与」と「前もつての贈与」

	教育費	生活費	住宅取得等資金
必要なときの贈与	原則非課税	原則非課税	原則課税 →「住宅取得等資金の非課税制度」を用いれば非課税
前もつての贈与	原則課税 →「教育資金の一括贈与・非課税制度」を用いれば非課税	原則課税 →「結婚・子育て資金の一括贈与・非課税制度」を用いれば非課税	原則課税 →「住宅取得等資金の非課税制度」では前もつての贈与は不可

(出所) 法令をもとに大和総研作成

を非課税とすることができる。住宅取得等資金の贈与税が非課税となる贈与の上限金額は、

当該住宅取得等の契約の時期、当該住宅の取得につき消費税率10%が適用されるか否か、取得

する住宅が一般住宅であるか、耐震・エコ・バリアフリー住宅であるかにより異なる(次ページ

ジ・図表3)。平成26年以前は贈与が行われた年によって非課税となる贈与の上限金額を判定していたが、平成27年1月1日以後は住宅取得等の契約の時期によって贈与の上限金額が判定される点に注意が必要である。

上限金額は、平成28年10月から平成29年9月の間に耐震・エコ・バリアフリー住宅の住宅取得等の契約を締結し、消費税率10%が適用される場合に、最大の3000万円となる。3000万円という金額は、消費税率の10%への引上げ時の住宅需要の落ち込みを緩和すべく設けられた1年間限りのある種の「大盤振る舞い」である。

平成29年10月からは非課税で贈与できる金額は最大1500万円までと一気に半減するため、相続税・贈与税を意識しなければならぬ家庭において子や孫が住宅取得を考えているようなケースでは、この「最大300

シンクタンク研究員による

# 読み解き！最新制度

Vol.04

## 教育、結婚・子育て、住宅取得等資金の贈与税非課税制度を理解する

図表4 教育資金、結婚・子育て資金として認められる費用

教育資金	結婚・子育て資金
金額の上限なく金融機関が費用として記録するもの	金額の上限なく金融機関が費用として記録するもの
①学校等に直接支払われる入学金、授業料、入園料(注)、保育料(注)、施設整備費、入学試験料、在学証明料など ②学用品の購入費、修学旅行費または学校給食費その他学校における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭(学校に直接支払った場合に限る)	①妊娠に関する費用 ・不妊治療に係る費用、妊婦健診に係る費用など(受贈者自身だけでなく受贈者の配偶者に係る費用も含まれる) ②出産に関する費用 ・病院等に支払った分娩費、入院費など ・産後ケアに係る費用(受贈者自身だけでなく受贈者の配偶者に係る費用も含まれる) ③子育て(小学校就学前)に関する費用 ・病院等に支払った子(小学校就学前)の医療費、予防接種代など ・保育所・幼稚園等の保育料、ベビーシッターの費用など(注)
累計500万円までに限り金融機関が費用として記録するもの	累計300万円までに限り金融機関が費用として記録するもの
③学校等以外の者に支払われる金銭のうち以下の活動内容の費用(社会通念上相当と認められるものに限る) 【活動内容】 学習、スポーツ、文化芸術活動、教養の向上のための活動【費用】 月謝、謝礼、入会金、施設利用料、上記活動で使用する物品の費用のうち、上記の指導を行う者を通じて購入するもの(指導を行う者の名で領収書が出るものに限る) ④学用品の購入費、修学旅行費または学校給食費その他学校における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭(業者等を通じて支払ったもので、学生等の全部または大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものに限る)	④結婚に関する費用 ・挙式代、結婚披露宴の会場費など ・新居の家賃(最大3年分)、礼金、敷金、引越費用など(結納式、新婚旅行、婚約指輪、結婚指輪などの費用は含まれない)

(注) 同一の費用に係る領収書等を「教育資金の一括贈与非課税制度」と「結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度」とで重複して金融機関に提出することはできない。

(出所) 法令をもとに大和総研作成

図表3 住宅取得等資金の贈与税非課税となる贈与の上限金額

		住宅取得等の契約の時期				
		平成27年1月 ～ 平成27年12月	平成28年1月 ～ 平成28年9月	平成28年10月 ～ 平成29年9月	平成29年10月 ～ 平成30年9月	平成30年10月 ～ 平成31年6月
消費税率10% 適用以外の場合	一般住宅	1,000万円	700万円		500万円	300万円
	耐震・エコ・ バリアフリー住宅	1,500万円	1,200万円		1,000万円	800万円
消費税率10% 適用の場合	一般住宅			2,500万円	1,000万円	700万円
	耐震・エコ・ バリアフリー住宅			3,000万円	1,500万円	1,200万円

(注) 受贈者が東日本大震災の被災者である場合、上記より上限金額が拡大される場合がある。

(出所) 法令をもとに大和総研作成

0万円」の贈与税非課税の適用を検討すべきであろう。

#### 4 教育資金の 一括贈与非課税制度

平成31年3月31日までに、直系尊属から30歳未満の直系卑属に教育資金の一括贈与を行った場合、1500万円まで贈与税を非課税とすることができる。

非課税を適用するための贈与の方法としては、信託会社への信託、銀行等への預貯金の預入、証券会社等での有価証券の購入の3種類の方法があり、いずれも金融機関と教育資金管理契約を締結し、資金は特別の口座で管理される必要がある。

受贈者が口座で管理される資金を教育資金に充てたときは、金融機関に領収書を提出する必要がある。教育資金として認められる費用の範囲は、図表4に示される。

受贈者が30歳に到達するなど

により教育資金管理契約が終了した際、口座に拠出された資金から金融機関が教育資金に充てたとして記録した金額を差し引いた残額がある場合、その額は贈与税の課税対象となる。

#### 5 結婚・子育て資金の 一括贈与非課税制度

平成31年3月31日までに、直系尊属から20歳以上50歳未満の直系卑属に結婚・子育て資金の一括贈与を行った場合、1000万円まで贈与時に贈与税を非課税とすることができる。非課税を適用するための贈与の方法は教育資金の一括贈与非課税制度と同様、金融機関と結婚・子育て資金管理契約を締結し、資金は特別の口座で管理される必要がある。

受贈者が口座で管理される資金を結婚・子育て資金に充てたときは、金融機関に領収書を提出する必要がある。金融機関はその金額を記録する。結婚・子

育て資金として認められる費用の範囲は、図表4に示される。

受贈者が50歳に到達するなどにより結婚・子育て資金管理契約が終了した際、口座に拠出された資金から金融機関が教育資金などに充てたとして記録した金額を差し引いた残額がある場合、その額は贈与税の課税対象となる。

結婚・子育て資金管理契約が終了する前に、贈与者が死亡したときは、口座に拠出された資金から結婚・子育て資金支出額を控除した残額について、贈与者から相続等によって取得したもののみなされ、相続税の課税対象となり、その後は資金使途の制限はなくなる。

#### 6 「お金に色はない」を 意識し制度活用を

子どもや孫に生前贈与をすること、および親や祖父母から贈与を受けることを考えている場合、3種類の贈与税非課税制度

を有効活用できないか検討すべきであろう。

その際、3種類の贈与税非課税制度には、住宅取得、教育、結婚・子育てとライフイベントに紐づけた特定の目的に合わせた名前が付けられているが、実際には「お金に色はない」ことも意識しておきたい。

3種類の贈与税非課税制度を使って贈与を行った場合、贈与された資金そのものは使途の制約を受ける。しかし、住宅取得、教育、結婚・子育てなどの費用は、贈与を受けなかったとしてもある程度は必要になる。

例えば、もともと結婚式に300万円の自己負担を想定していた人が、結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度により300万円の贈与を受けたとすると、この人は贈与を受けた

300万円は結婚式の費用に充てることとなるが、結婚式の費用に充てることを想定していた300万円の自己資金は自由に使えることになる。

3種類の贈与税非課税制度は、住宅取得、教育、結婚・子育てなどの制度が利用できるライフイベントがある際に、ライフイベントに充てるべき資金を贈与することで、実質的には「自由に使える資金」を贈与できるという考え方もできる。

今年からの課税強化により、相続税の課税対象は大幅に拡大された。将来的に相続税が課税されることが想定される家族にあっては、3種類の贈与税非課税制度を有効活用しつつ、贈与税・相続税トータルを負担を軽減することができないかを検討すべきであろう。



是枝俊悟 ● これえだ・しゅんご  
大和総研研究員 CFP®認定者・社会保険労務士  
金融・証券税制 個人に関連する税・社会保険などを  
行う。近著に「徹底シミュレーション あなたの家計はこう変わる！」(日本法令)。